

保管金の納付は 電子納付が便利です



☆電子納付とは、保管金をインターネットバンキングや Pay-easy（ペイジー）対応の ATMを利用して納付する方法です。

★★ 電子納付の便利な点 ★★

★保管金提出書の提出が不要です。

保管金を電子納付された場合は、保管金提出書を裁判所に提出していただく必要がありません。

保管金受領証書は、納付が確認でき次第、郵送させていただきます。

★手数料がかかりません。

電子納付は、手数料は原則必要ありません（金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくはご利用される金融機関にご確認ください）。

★郵便料は、郵便切手に代えて保管金の電子納付ができます。郵便料の残金は、預貯金口座に振り込まれます。

地方裁判所の民事訴訟事件では、郵便料は、郵便切手の納付に代えて保管金の電子納付がご利用できます（現金納付又は当座預金への振込もご利用いただけます）。

また、事件が終局した場合など、郵便料の残金が還付される場合は、あらかじめ利用者登録（※裏面参照）した預貯金口座に振り込まれます。

★★ 保釈保証金など刑事事件の注意点 ★★

保釈保証金については、裁判所側で電子納付されたことの確認ができない場合には、以降の手続が執れないことから、電子納付は裁判所の開庁日の午前9時から午後5時までの間に行い、必ず、速やかに、担当書記官にその旨を電話連絡してください。

電子納付の流れ

電子納付の利用者登録（事前登録）がお済みでない方

1. 利用者登録（事前登録）をする。

電子納付を利用する場合は、神戸地方裁判所本庁又は支部の会計担当係に、

「電子納付利用者登録申請書」を郵送又は持参して提出ください。

利用者登録（事前登録）をすると、「登録コード」が付与されます。

※ 「電子納付利用者登録申請書」は裁判所のホームページからダウンロードすることも可能です。

裁判所HP オンライン手続き → 保管金の電子納付について

※この「登録コード」は、全国の裁判所で利用できますので、
利用者登録申請することをおすすめします。

電子納付の利用者登録（事前登録）がお済みの方

1. 電子納付を希望する旨をお知らせください。

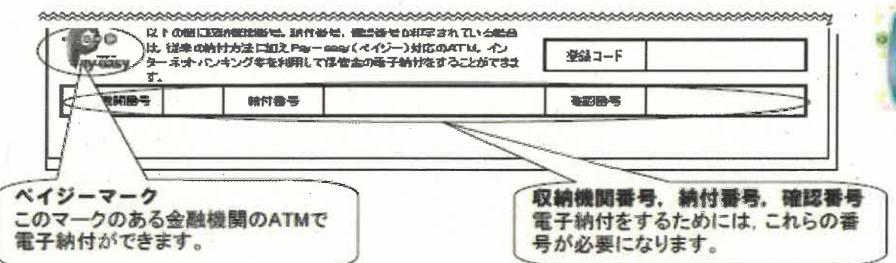
電子納付による納付を希望する場合は、担当の裁判所書記官又は執行官に、「電子納付を希望する旨」と「登録コード」をお知らせください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

2. 電子納付をする。

インターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATM等を利用して、原則として24時間365日保管金を納付することができます。

電子納付する際は、お渡しした保管金提出書の最下部に記載された収納機関番号等が必要になります。

納付手続完了



【問い合わせ先】 神戸地方裁判所事務局出納課保管金係 ☎078-367-1051
または、兵庫県下の地方裁判所支部の会計担当係にお問い合わせください。

- 不動産競売事件の買受申出保証金及び売却代金は電子納付の対象となっておりません。
- 代替金及び追徴保全解放金は、起訴後は事件を審理する裁判所以外では受理できませんので、納付前に、保管金提出書を発行した裁判所に起訴の有無を問い合わせてください。
- ATMでのご利用限度額等は金融機関により異なりますので、ご利用される金融機関にご確認ください。

(別紙様式第1)

裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏名(カナ)	
氏名	
住所	〒 -
電話番号	

還付先情報

金融機関名	銀行・金庫・組合	店
預金種別	普通・当座・別段	通 知
口座番号		
口座名義(カナ)		
口座名義		
FAX番号		

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げることにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込扱い請求があつたものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。